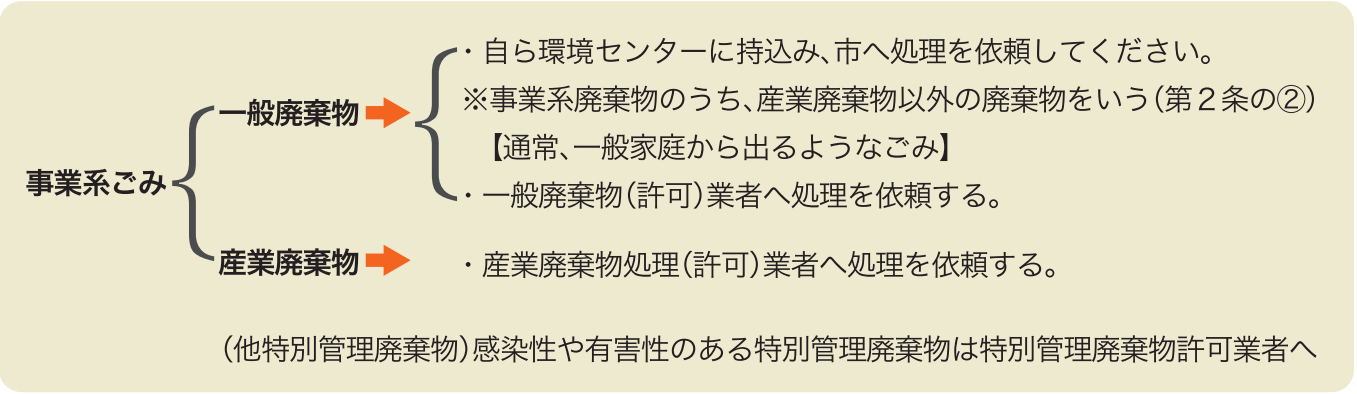


事業系一般廃棄物の処理の仕方

事業活動によって生じたごみ(廃棄物)は、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)



環境センターへ搬入する場合(事前連絡が必要です) … P36 参照

- 大村市事業系一般廃棄物の「受け入れ基準」を遵守してください
 - ・焼却書類関係(機密文書等)の大量搬入の際は処理都合上お断りする場合がありますので、事前に環境センター(54-3100)へご相談ください。
 - ・搬入は環境センターへの持込み要領(P36)をご参照ください。
 - 「ごみ処理手数料」の納入が必要です
 - ・100 kg まで 600 円、100 kg を超えた重量については、50 kg までごとに 300 円加算となります。(資源物のみの場合) ※係員が確認させていただきます。
 - (ア) 100 kg まで 300 円、100 kg を超えた場合 50 kg までごとに 150 円加算となります。
 - (イ) 事業所から出るごみは、ごみステーションには出せません。
- ただし、下記の事業系少量排出事業ごみを除きます。

『事業系少量排出事業者』制度

市が家庭系ごみの収集時に特別に事業系ごみを出せる制度です。

- 対象 「燃やせるごみ」に限ります。
- 条件
 - ①事前に申請「少量排出事業所届」が必要です。
 - ②大村市指定ごみ袋取扱店で事業系のごみ袋を購入してください。



事業系指定ごみ袋種類	大(45ℓ) : 1セット10枚入り	1,000円
	小(20ℓ) : 1セット10枚入り	500円

- 収集
 - ①1回の収集日に2袋まで収集します。(袋に事業所名を記入してください。) 週で休日があった場合は次の収集日に4袋まで排出できます。
 - ②産業廃棄物が混入されてある場合は収集できません。

※店舗併用住宅の場合は「家庭系指定ごみ袋」と「事業系指定ごみ袋」に分けて出してください。
 ※直接環境センターへ搬入の場合は『市販の無色透明の袋』で構いません。